

千葉県DV防止・被害者支援基本計画（第5次）原案の概要
～ DVの根絶を目指して、誰もが安心、安全に生活できる社会の実現 ～

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス（以下、「DV」という。）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり決して許されるものではない。DVはその多くが家庭内で起こるため、長期間にわたって顕在化しないことから被害が深刻化しやすいという特性がある。

また、DVと同時に同居している子どもへの虐待が行われている場合も多く、DV対応と児童虐待対応の連携の他、通報や保護命令のあり方や加害者対策等新たに検討すべき課題も生じている。

加えて、近年、DV被害者のおかれている現状は、新型コロナウイルス感染症対策による外出自粛や休業等の状況下など社会情勢も影響し複雑で多様化していることから、市町村、民間支援団体等関係する機関とより一層の連携強化が必要である。

【課題】

【基本目標】

(1) 効果的な広報啓発及びDV・デートDVの未然防止

- * 県民等へのアンケート調査結果では、「DV」への関心の高まりはみられるが、相談窓口の認知度が低いため、効果的な広報啓発を実施していく必要がある。
- * 「DV」をなくしていくための取組は、「若い世代からの予防教育である」という意見が多数をしめている。（インターネット調査：80.4%、大学生意識調査83.0%）

I DVを許さない社会に向けた啓発・教育の推進

(2) DV被害者の自立に向けた支援施策の充実

- * DV被害者は、「住まい」「経済面」のことなど生活全般について不安な状況下において関係機関と連携し、切れ目のない具体的な支援が必要である。

II 安全で安心できる相談
III 一時保護体制の充実と被害者の自立に向けた支援

(3) DV対応部門と児童虐待対応部門等の連携強化

- * 子どものいる家庭でDVが起こると心理的虐待に当たり、さらに加害者の暴力が子どもに向くこともある。DVと児童虐待は密接に関係していることの認識が重要である。
- * 児童虐待対応部門と連携し、子どもの安心安全を最優先とした支援体制の構築が必要である。

IV 子どもの安全確保と支援

(4) 住民に身近な市町村におけるDV対策の強化

- * 相談から自立までの継続した支援を円滑に行えるよう、基本計画の策定や配偶者暴力相談支援センター設置の推進等市町村におけるDV対策の積極的な取組を支援する。

V 市町村におけるDV対策の促進

(5) 切れ目のない支援のための職務関係者の資質向上

- * 近年、被害者のおかれている状況は複雑で多様化しており、適切な支援を行うためには、職務関係者の資質向上が求められていて、被害者支援に係る専門知識が習得できる研修を開催していく。

VI 被害者支援のための体制強化

2 計画の位置づけ

- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下、DV防止法とする）第2条の第3第1項に基づく法定計画
- 「第5次千葉県男女共同参画計画」「千葉県子どもを虐待から守る基本計画」との整合性を図る。

3 計画の期間 令和4年度から令和8年度までの5年間

第2章 計画の内容 …… 別紙のとおり

第3章 計画の推進に当たって

1 推進体制

県（女性サポートセンター等の配偶者暴力相談支援センター、児童相談所、関係各課、警察等）、市町村、関係機関、民間支援団体等との連携・協働のもと総合的・横断的に取り組んでいく。

2 DV被害者の実態の把握・分析

DV相談の内容やDV被害者の聞き取り調査から実態の把握・分析を行い、必要に応じて見直しや改善を図り、今後の施策の推進に反映させる。

3 計画の適正な進行管理

毎年度、施策の実施状況や指標の達成度を把握し、評価を行う。計画の進捗状況については、「千葉県DV防止対策検討会議」からの意見を聴き、適正な進行管理に努める。

4 計画の見直し

DV防止法の改正・国の基本方針の見直し、上記2、3の結果により、新たに盛り込むべき事項が発生した場合は必要に応じて計画を見直す。

千葉県DV防止・被害者支援基本計画（第5次）原案の内容（案）

目指すべき方向

基本目標

施策の方向

主な施策の内容

DVの根絶を目指して、誰もが安心、安全に生活できる社会の実現

I DVを許さない社会に向けた啓発・教育の促進

- 1 多様な主体に向けた広報啓発の推進
 - ①DVの根絶に向けた啓発の充実
 - ②DV被害者等に向けた情報提供の充実
 - ③企業・団体等に対するDVへの理解の促進
 - ④DV被害の早期発見・通報体制の充実
 - ⑤メディアにおける女性や子どもの人権への配慮

- DV防止キャンペーンで児童虐待防止も併せて啓発
オレンジリボンキャンペーン（児童虐待防止に向けた啓発活動）でも、DV防止を啓発する。
- 家庭における暴力防止啓発パンフレットの配布の拡大
DVと児童虐待との関連性が強いことから、内容の見直しを適時行うとともに、今までの配布先に加え子育て民間施設や一般企業などへ配架場所を拡大する。
- DV防止セミナーの開催回数の拡大
年1回（令和2年度）→年1回以上
より多くの県民にDV防止の意識を高めてもらうよう回数の増加を目指す。

II 安全で安心できる相談・一時保護体制の充実

- 2 DV予防教育の推進
 - ①人権教育の充実
 - ②道徳教育の充実
 - ③若者を対象とした予防教育の充実
 - ④教育機関等の職員に対する研修の充実

- DV予防セミナーの実施校拡大
年52回（令和元年度）→300回（令和4年度から令和8年度まで）
5年間で県内すべての高等学校・大学・短期大学・高等専門学校・特別支援学校高等部で実施することを目指す。

III 被害者の自立に向けた支援

- 3 相談体制の充実
 - ①多様な等に配慮したDV被害者相談体制の充実
 - ②配偶者暴力相談支援センターの機能強化
 - ③警察による支援の充実
 - ④苦情処理体制の充実

- 【新規】加害者対策検討作業部会
加害者対策について県内の現状を把握し、有識者ととも今後、県としてどのように取り組むべきかを検討する。

IV 子どもの安全確保と支援

- 4 安全確保と一時保護体制の充実
 - ①緊急時における安全の確保
 - ②一人ひとりのケースに応じた保護体制の充実
 - ③同伴児への支援の充実
 - ④警察等による安全確保の取組
 - ⑤加害者対策

- DV被害者が利用可能な各種制度等を網羅したハンドブックの作成・配布（相談員用・被害者用）
ハンドブックに掲載する情報は、定期的に更新していく。

V 市町村におけるDV対策の促進

- 5 生活の安定に向けた支援の推進
 - ①被害者の自立に向けた総合的な支援の充実
 - ②地域でのサポート体制の整備
 - ③精神的なケアの充実
 - ④DV被害者が必要とする各種制度の周知と活用への支援

- 県のDV防止と児童虐待防止の担当部署による実務者会議の開催
年2回以上
会議では、同号での広報啓発の取組やDV被害者の同伴児童への対応方法等について具体的に話し合い、事業の効果的な推進を図る。
- 県配偶者暴力相談支援センターによる児童相談所への出張相談
児童相談所が関わっている家庭で、DVについて相談したいという希望があった場合に、健康福祉センターに配置されているDV専門相談員が赴き、適切な相談に繋げる。
- 【新規】DV対応部門と児童虐待対応部門の連携強化のためのマニュアル作成
DV対応部門、児童虐待対応部門の職員が、DVと児童虐待がある家庭についてスムーズに連携を図り、丁寧な支援を行うことを目的に、マニュアルを作成する。
- DV相談と児童虐待相談の連携強化を視野に入れた専門的な研修の実施
実務経験に応じた研修やスキルアップにつながる専門的な研修を実施し、職務関係者の研修の充実を図る。

VI 被害者支援のための体制強化

- 6 生活基盤を整えるための支援の推進
 - ①住宅の確保
 - ②就労の支援
 - ③経済的支援

- 7 虐待の早期発見と安全確保
 - ①DV相談と児童虐待相談の連携
 - ②地域における継続的な見守りの取組

- 8 子どもに対するケア体制の充実
 - ①子どもの意見表明権の保障、自立発達への支援
 - ②子どもの学習等への支援

- 9 市町村における支援体制の強化促進
 - ①DV防止法に基づく市町村基本計画の策定促進
 - ②市町村配偶者暴力相談支援センターの設置促進
 - ③DV被害者等の秘密保護の徹底

- 10 地域における連携体制の整備促進
 - ①切れ目のない支援体制に向けた市町村との連携強化
 - ②緊急時における安全の確保
 - ③地域でのサポート体制の整備

- 11 職務関係者の資質向上
 - ①DV職務関係者研修等の充実
 - ②切れ目のない支援のための専門性の向上に向けた取組
 - ③相談員等のための心身のセルフケア

- DV防止法に基づく市町村基本計画の策定促進
策定市町村数 45市町村（令和2年度末）→全（54）市町村（令和7年度末）
- 市町村配偶者暴力相談支援センターの設置促進
設置数 5市（令和2年度末）→11市（令和7年度末）
DV相談件数の多い市町村（概ね年間200件以上）での設置を目指す。11市での設置が実現した場合、県内の市町村における相談件数（令和2年度）の約8割をカバーできる。

- 加害者への対応に関する専門的な研修の実施
職務関係者を対象にDV加害者に関する研修を実施し、加害者の特徴等を知ることで、より充実した支援につなげる。

- 12 関係機関との連携強化
 - ①市町村や関係機関等による県内のネットワークの強化
 - ②国及び他の都道府県との連携の促進
 - ③民間支援団体との連携・協働

- DV被害者支援活動団体連絡会議の拡充
令和2年度 年1回 → 年2回以上の実施を目指します。